第６講　前近代の史料②

９　藤原氏の栄華

（寛仁二年十月）十六日乙巳，今日，女御**藤原威子**を以て**皇后**に立つるの日なり。前太政大臣の第三の娘なり，**一家三后**を立つること，未だ曾て有らず。……**太閤**下官を招き呼びて云く，「和歌を読まむと欲す。必ず和すべし。」者。答へて云く，「何ぞ和し奉らざらむや。」又云ふ，「誇りたる歌になむ有る。但し宿構に非ず。」者。**「此の世をば我が世とぞ思ふ望月の　かけたることも無しと思へば」**。余申して云く，「御歌優美なり。酬答に方無し。満座只この御歌を誦すべし。……」と。諸卿，余の言に饗応して数度吟詠す。太閤和解して殊に和を責めず。……

（万寿二年七月）十一日辛卯，……天下の地悉く一家の領となり，公領は立錐の地も無き歟。……

『**小右記**』

1018年 10月16日，今日は女御の**藤原威子**を**皇后**〔**中宮**〕に立てる日である。威子は前太政大臣**藤原道長の三女**であるが，同じ家から３人連続で皇后（**彰子・妍子・威子**）が立つのは前例のないことである。⇒**一家三立后**

……道長殿が私（**藤原実資＝小野宮右大臣**）を招いて「和歌を詠もうと思う。必ず返歌するように。」とおっしゃるので，「必ず致しましょう。」と答えた。道長殿はまた，「自信のある歌だが，以前から用意しておいたものではないよ。」と念を押された。そして**「この世はまるで私のためにあるように思われる。それは満月が欠けていることがないように，だ」**と詠まれた。私は申し上げた。「すばらしい御歌です。とても返歌することなどできません。皆でこの御歌を唱和するのがよろしいでしょう。……」と。他の公卿たちも私の言葉に応じて数度吟詠した。道長殿も機嫌をよくして改めて返歌を求めなかった。……

1025年7月11日，……ほとんど全てが摂関家の荘園（＝**殿下渡領**）となり，公領はわずかも残っていないようである。悲しむべき世の中である。……

10　寄進地系荘園の成立

鹿子木の事

一，　当寺の相承は，**開発領主**沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。

一，　寿妙の末流高方の時，**権威を借らむがために**，実政卿を以て**領家**と号し，**年貢**四百石を以て割き分ち，高方は庄家領掌進退の**預所職**となる。

一，　実政の末流願西微力の間，**国衙の乱妨を防がず**，この故に願西，領家の得分二百石を以て，高陽院内親王に**寄進**す。件の宮薨去の後，御菩提の為めに，勝功徳院を立てられ，かの二百石を寄せらる。其の後，美福門院の御計として御室に**寄進**せらる。これ則ち**本家**の始めなり。

『東寺百合文書』

鹿子木荘（肥後国）の事

一，　この荘園は，**開発領主**である世俗の僧寿妙の子孫が代々相続してきたものである。

一，　寿妙の子孫中原高方の時，権威を借りるため藤原実政を**領家**と仰ぎ（＝寄進），年貢四百石を上納するかわりに，高方は現地を実質的に支配・管理する**荘官**の**預所**となった。

一，　実政の子孫の願西は力が弱かったため，国衙の不当な干渉を防ぐことができなかった。そこで願西は，領家の収益分（400石）のうち200石を上納し，高陽院内親王に荘園を名目上**寄進**した。この内親王が亡くなられたのち，菩提を弔うために，勝功徳院が建てられ，その200石があてられた。その後，美福門院（高陽院内親王の母）のお計らいで御室の仁和寺に**寄進**された。これが，この荘園の**本家**の始めである。

11　記録荘園券契所の設置

コノ**後三条**位(くらい)ノ御時(おんとき)，……**延久(えんきゅう)ノ記録所**トテハジメテヲカレタリケルハ，諸国七道(しちどう)ノ所領ノ**宣旨(せんじ)・官符**モナクテ**公田(くでん)**ヲカスムル事，一天四海(いってんしかい)ノ巨害(こがい)ナリトキコシメシツメテアリケルハ，スナハチ**宇治殿**ノ時，**一ノ所**ノ御領御領トノミ云(いい)テ，**庄園(しょうえん)**諸国ニミチテ**受領(ずりょう)**ノツトメタヘガタシナド云(いう)ヲ，キコシメシモチタリケルコソ。……

『**愚管抄(ぐかんしょう)**』

この**後三条天皇**のご在位中，……**延久**の**記録荘園券契所**というものを初めて置かれたのは，各地の荘園が，**宣旨・太政官符**もないのに**公領**を横領していることが，国家にとって巨悪であるとお考えになったからである。その理由は，宇治殿（＝**藤原頼通**）の時，「あそこも，ここも摂関家の領地（＝**殿下渡領(でんかのわたりりょう)**）だ」と自称する**荘園**が諸国に増えて，現地に赴任(ふにん)する国司である**受領**の任務が果たせないという不満の声をお聞きになっておられたからだ。……

12　平氏の繁栄

……**六波羅**(ろくはら)**殿**の御一家の君達(きんだち)といひてしかば，花族(かしょく)も栄耀(えいゆう)も面(おもて)をむかへ肩をならぶる人なし。されば**入道相国**(にゅうどうしょうこく)のこじうと平(へい)大納言時忠(ときただ)卿ののたまひけるは，「**此**(この)**一門にあらざらむ人は皆人非人**(にんぴにん)**なるべし。**」とぞのたまひける。かゝりしかば，いかなる人も相構(あいかま)えて其(その)ゆかりにむすぼゝれむとぞしける。……

日本秋津嶋(あきつしま)は纔(わずか)に六十六箇国，**平家知行の国 卅**(さんじゅう)**余箇国**，既(すで)に半国にこえたり。其外(そのほか)**庄園**田畠いくらといふ数を知ず。綺羅(きら)充満して，堂上(とうしょう)花の如し。軒騎(けんき)群集して，門前市(いち)をなす。

『平家物語』

……**平清盛**殿の一族の公達(きんだち)（＝上達部(かんだちめ)，正(しょう)・従三位(じゅさんみ)以上の貴族）といえば，たとえ摂関家に次ぐ家柄の方々でも，対等に渡り合い肩を並べる人はいない。だから清盛殿の義弟，平大納言時忠殿は「**平氏でなければ人ではない**」とおっしゃったのである。そのようなわけで，どんな人も，どうにかして平氏と関係を結ぼうとしたのである。……

日本全国はわずか 66 カ国だが，**平氏の知行国が 30 国以上あり**，すでに半分を超えている。その他，平氏が所有する**荘園**や田畑はどのくらいあるか数知れない。その邸宅には美しく着飾った人々が満ちあふれ，まるで花が咲いたようである。門前には牛車や馬が群がり，さながら市が開かれているかのように大変にぎやかである。

13　守護・地頭の設置

①武家側の史料

（文治元年十一月）十二日……凡そ今度の次第，**関東**の重事たるの間，沙汰の篇，始終の趣，太だ思し食し煩ふの処，**因幡前司広元**申して云く，「……天下に反逆の輩有るの条，更に断絶すべからず。而るに**東海道**の内に於いては，御居所たるに依て，静謐せしむと雖も，奸濫定めて他方に起らんか。これを相鎮めんが為，毎度，東士を発遣せらるゝは，人々の煩ひなり。国の費えなり。此の次を以て，諸国に御沙汰を交へ，**国衙・庄園毎**に，**守護・地頭**を補せられば，強ちに怖るゝ所有るべからず。早く申し請はしめ給ふべし」と云々。**二品**，殊に甘心し，此の儀を以て治定す。……

『**吾妻鏡〔東鏡〕**』

> **1185年**11月12日，……そもそも今回の事件（＝**源義経**の叛乱）は，**鎌倉政権**にとって重大事なので，取り扱いや事の成りゆきに（**源頼朝**が）悩んでいたところ，**大江広元**が次のように申し上げた。「……世の反逆者を根絶やしにすることはできません。東海道諸国は殿の本拠地ですので平和に治まっていますが，反乱は必ず他の地域でも起こるでしょう。これを鎮めるために，毎回東国武士を派遣することは，**御家人**どもの負担となり，国費の無駄遣いでもあります。この機会に諸国に命令を出し，**国衙領〔公領〕・荘園ごとに守護・地頭**を任命なされば，それほど恐れることはありません。早急に朝廷に申請なさるべきでしょう。」**頼朝**は大変感心し，このことを決定した。……

②公家側の史料

（文治元年十一月）廿八日……伝へ聞く，**頼朝の代官北条丸**，今夜経房に謁すべしと云々。定めて重事等を示すか。又聞く，件の**北条丸**以下の郎従等，相分ちて五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を賜はり，**庄公を論ぜず**，**兵粮段別**，**五升**を宛て催すべし。啻に兵粮の催のみに非ず，惣じて以て**田地を知行すべし**と云々。**凡そ言語の及ぶ所に非ず**。

『玉葉』

1185年11月28日，……聞くところによると，**源頼朝の代官北条時政**の奴が，今夜，中納言の藤原（吉田）経房に会ったという。きっと重要な要求をしたのであろう。また次のようにも聞いている。例の北条以下の家来らが，畿内・山陰・山陽・南海・西海の諸国を分割して与えられ，**荘園・公領を問わず，兵粮米として１段につき５升を徴収する**とのことである。これは単に兵粮米の徴収だけでなく，田地を支配するものだという。**まったく言語道断である。**

1185年11月28日，……なんや聞いたら頼朝んとこの北条ゆう奴，今晩経房に会うたらしいわ。たぶんえらいこと言うとるって。ほんでそんだけちごて，その北条の下の奴やら，畿内・山陰・山陽・南海・西海を割ってもうて，兵粮米やゆうて１段に５升も米持っていくんやて。これな，完全に土地支配するらしいわ。ほんまにどもならんで，ええ。笑い事ちゃうで，正味の話。

14　御成敗式目〔貞永式目〕

①御成敗式目

一，　諸国**守護人**奉行の事

右，**右大将家**の御時定め置かるる所は，**大番催促・謀叛・殺害人**（付たり夜討・強盗・山賊・海賊）等の事なり。

一，　諸国**地頭，年貢**所当を抑留せしむる事

右，年貢を抑留するの由，**本所**の訴訟有らば，即ち結解を遂げ勘定を請くべし。

一，　御下文を帯ぶると雖も知行せしめず，年序を経る所領の事

右，当知行の後，**廿ケ年**を過ぐれば，**大将家の例**に任せて理非を論ぜず改替に能はず。

一，　**女人養子**の事

右，法意の如くばこれを許さずと雖も，**大将家**御時以来当世に至るまで，其の子無きの**女人**等，所領を**養子**に譲り与ふる事，不易の法勝計すべからず。

一，　所領を子息に譲り安堵の御下文を給はるの後，その所領を**悔い還し**，他の子息に譲り与ふる事

『**御成敗式目**』

一，　諸国の**守護**の職務のこと

源頼朝さまの時代に定められた守護の職務は，**京都大番役の催促**と**謀叛人・殺害人**（夜討ち・強盗・山賊・海賊を付け加える）**の逮捕**などであった。

⇒**大犯三カ条**

一，　諸国の**地頭**が年貢その他を抑留して納めないこと

年貢を抑留すると荘園領主からの訴えがあれば，すみやかに決算し，監査をうけること。

一，　知行権を持ってはいても支配せず，歳月を経た所領のこと

誰かが支配して**20年**を過ぎていれば，**頼朝さま取り決めの通り**，何であれ本来の持ち主に返すことはない。

一，　**女性が養子を迎えること**

朝廷の律令では許されないこととはいえ，頼朝さまの時代から現在まで，子の無い女性たちが所領を**養子**に譲ることは後世に変らぬ事実上の法であり，その例は数え切れない。

一，　所領を子に譲り，それを認める下文があった後，後悔して再び所領を取り戻し（＝**悔い返し**），他の子に与えること

②式目制定の趣旨
（北条泰時⇒六波羅探題の弟重時(しげとき)への手紙）

さてこの**式目**をつくられ候(そうろう)事は，なにを本説として注し載(の)せらるるの由，人さだめて謗難(ぼうなん)を加ふる事候か。ま事にさせる本文にすがりたる事候はねども，たゞ**どうり**のおすところを記され候者也(なり)。……かねて**御成敗**の躰(てい)をさだめて，人の高下を論ぜず。偏頗(へんぱ)なく裁定せられ候はんために，子細記録しをかれ候者也。この状は，法令のおしへに違(たが)いするところなど少々候へども，……たとへば**律令格式**は**まな**をしりて候物のために，やがて漢字を見候がごとし。……この式目は只**かな**をしれる物の世間におほく候ごとく，あまねく人に心えやすからせんために，**武家の人**へのはからひのためばかりに候。これによりて，**京都**の御沙汰，**律令**のおきて，聊(いささか)もあらたまるべきにあらず候也。

『北条泰時書状〔泰時消息文(しょうそくぶん)〕』

> さて，この式目は何を根拠にして作られたのかと，朝廷の人々はきっと非難するだろう。確かにこれといった原典に頼ったことはないのだが，ただ**武家社会の慣習**で推しはかるところを記したのである。……あらかじめ基準を定め，幕府の裁判において，**身分の上下に関わらず公正な裁定が下されるために**，詳しく記述しておいた。朝廷の法令と異なる部分も多少あるが，……例えば，律令格式は，漢字を知っている者のために作られているので，知らない者には，ただ漢字そのものを見ているようなものである。……この式目は，**仮名しか知らない者が世間に多いので，広くそうした人々に理解しやすいように，すなわち武士の便宜(べんぎ)のために作ったものである。これによって，朝廷の裁断や律令の規定は少しも変更されることはない。**

15　地頭の非法 ―紀伊国阿氐河荘民訴状―

阿テ河ノ上村百姓ラツヽシテ言上

一，　ヲン**サイモク**ノコト，アルイワ**チトウ**ノキヤウシヤウ，アルイワチカフトマウシ，カクノコトクノ人フヲ，チトウノカタエセメツカワレ候ヘハ，ヲマヒマ候ワス候。ソノヽコリ，ワツカニモレノコリテ候人フヲ，サイモクノヤマイタシエ，イテタテ候エハ，**テウマウ**ノアトノムキマケト候テ，ヲイモトシ候イヌ。ヲレラカコノムキマカヌモノナラハ，メコトモヲヲイコメ，**ミヽヲキリ，ハナヲソキ**，カミヲキリテ，アマニナシテ，ナワホタシヲウチテ，サエナマント候ウテ，セメセンカウセラレ候アイタ，ヲンサイモクイヨ――ヲソナワリ候イヌ。

『高野山文書』

阿氐河荘上村の百姓らが謹んで申し上げまする

一，　**荘園領主寂楽寺様の材木のことですけど，地頭の湯浅宗親様が，京都行くときの人夫やとか，近所での人夫やとかゆうてはこき使わはるんで，全然ひまがありませんのです。**ちょっと残った人夫を，山から材木運ぶ仕事行かしたら「逃げた奴んとこに麦蒔かんかい」ゆうて追い返しはるんです。「お前らこの麦蒔かんかってみい。ヨメはんら牢屋ぶちこんで，耳切って鼻切って，ハゲさして尼さんにして縄でしばったるどお前。ええ」とか**ごっつ責められますんで，材木納めんのが余計遅なったんです。**

16　永仁の徳政令

一，　**越訴**を停止すべき事

一，　質券売買地の事

右，**所領**を以て或は質券に入れ流し，或は売買せしむるの条，**御家人**等侘傺の基なり。向後に於いては，停止に従ふべし。以前沽却の分に至りては，本主領掌せしむべし。但し，或は御下文・下知状を成し給ひ，或は**知行廿箇年**を過ぐるは，公私の領を論ぜず，今更相違有るべからず。……

　次に，**非御家人・凡下の輩**の質券買得地の事。年紀を過ぐると雖も，売主知行せしむべし。

一，　利銭出挙の事

……自今以後成敗に及ばず。

　　永仁五年七月二十二日

『東寺百合文書』

一，　**再審請求を禁止すること**

一，　質流れ地および売買地のこと

所領を質に入れて流したり，売却したりすることは，御家人らが困窮する原因である。今後は禁止とする。以前売却した分については，もとの持ち主が領有・支配せよ。ただし，幕府から安堵の下文や下知状をもらっている場合，または**支配が 20 年を経過している場合は，公領・私領に関わらず，今さら変更することはない。**……

　次に，**非御家人や庶民が買い取った土地については，20 年を経過していても，もとの売主が支配せよ。**

一，　利息付の金銭貸借行為のこと

……**今後，金銭貸借訴訟は受け付けない。**

　　1297 年 7 月 22 日

第６講　確認テスト

1　摂関政治期の重要史料である日記『小右記』の著者とは？

①藤原公任　②藤原道長　③藤原実資　④藤原宗忠

2　1018年，後一条天皇の中宮となった藤原道長の娘とは？

①彰子　②妍子　③威子　④嬉子

3　寄進地系荘園「肥後国鹿子木荘」や『永仁の徳政令』の出典として有名な，前田綱紀が寄贈した100個の桐箱に収められた史料群とは？

①正倉院文書　②漆紙文書　③東寺百合文書　④高野山文書

4　1069年，『延久の荘園整理令』を発した天皇とは？

①後冷泉天皇　②後三条天皇　③白河天皇　④堀河天皇

5　『平家物語』内の「六波羅殿」「入道相国」とはともに誰のことか？

①平正盛　②平忠盛　③平清盛　④平重盛

6　『平家物語』は，文学のジャンルに当てはめると何にあたるか？

①歴史書　②随筆　③歴史物語　④軍記物語

7　1185(文治元)年，源頼朝に守護・地頭の設置を建言した人物とは？

①北条時政　②和田義盛　③大江広元　④三善康信

8　日記『玉葉』の著者とは？

①藤原頼長　②九条兼実　③慈円〔慈鎮〕　④藤原定家

9　1232年に制定された御成敗式目〔貞永式目〕は，制定当初は全何条であったか？

①17条　②21条　③51条　④171条

10　御成敗式目制定の基準とされたのは，「(頼朝以来の)先例」と，もう一つ何か？

①「道理」　②「義理」　③「兵の道」　④「御恩」

11　1275(建治元)年，農民たちが地頭湯浅宗親の非法を荘園領主寂楽寺に訴えた「阿氏河荘」は，どこにあった荘園か？

①下野国　②越前国　③紀伊国　④伯耆国

12　1297年，『永仁の徳政令』を出した鎌倉幕府の執権とは？

①北条時頼　②北条時宗　③北条貞時　④北条高時

解答

1　③	2　③	3　③	4　②	5　③
6　④	7　③	8　②	9　③	10　①
11　③	12　③			